

生活保護制度のご案内

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、特例貸付の利用ができなくなった方に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支給するものです。
- 支給期間内（3箇月以内）に、新たな就労による自立が困難となった場合には、生活保護の申請をご検討ください。

コロナ禍における、よくある疑問

Q 1. 仕事をしていたら受けられないの？ 求職中の場合は？

- ・ 働く能力がある人はその能力を活用することが保護の要件ですが、以下の場合には生活保護を受給することができます。
 - ✓ 就労による収入だけでは**必要な生活費を得られない**場合
※この場合、必要な生活費に足りない額に就労に必要な経費等を加えた額が支給されます。
 - ✓ また、能力に応じた**真摯な求職活動**を行っている場合

Q 2. 車や家などを持っていたら、絶対に受けられないの？

- ・ 利用しうる資産を活用することが保護の要件ですが、以下の例外もあります。
 - ✓ 自動車については処分していただくのが原則ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が経済に及ぶ中、**通勤用の自動車**を持ちながら求職している場合に、処分しないまま保護を受けることができる場合があります。
 - ✓ **自営業のために必要な店舗・器具**や、**生命保険・学資保険**なども、処分しないまま保護を受けることができます。
 - ✓ **持ち家**については、保有が認められます。（処分価値が利用価値に比べて著しく大きい場合を除く）

▶ お持ちの資産がこれらに該当するかは、福祉事務所の窓口でご相談ください。

Q 3. 関係性の悪い親族に連絡が行くことが心配・・・

- ・ 扶養していただける可能性がある親族に対し、**扶養の可否**を照会させていただいておりますが、以下の例外もあります。
 - ✓ **DVや虐待等**の経緯がある場合は、照会しません。
 - ✓ 過去に、**著しい関係不良**などの事情がある方には、照会しない場合があります。そうした事情がある場合には、福祉事務所の窓口でご相談ください。

▶ 制度の全体像を裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

生活保護制度の全体像

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

どのような方が生活保護を受けられるか

- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。（以下のような状態の方が対象となります。）
 - ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
 - ※ 表面に記載があるとおり、不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
 - ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
 - ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
 - ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
 - ※ 保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学3年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って扶養できないか照会することがあります。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。
 - ※ 現在、表面に記載があるように運用しています。
- ※ 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。



- 生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、福祉事務所にご相談ください。

手続きの流れ

- 福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。
- 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- 上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

生活保護の受給開始後

- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。
- 働ける能力のある方は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。
- 生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。
- また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできる場合がありますので、生活上の困りごとについてはご相談ください。